

庁議の概要

開催日 平成 22 年 11 月 1 日 (月)

◎項 目

- 1 危機管理指針について【危機管理部】
- 2 520運動（仮称）について【交通運輸政策担当理事所管】
- 3 TPP（環太平洋戦略的経済パートナーシップ協定）について【農業振興部】
- 4 平成22年度経済対策関係補正予算について【総務部】
- 5 各部局等の動向について【各部局等】

◎内 容

1 危機管理指針について【危機管理部】

危機管理部から危機管理指針（案）について説明を行った。

【概要説明】

- ・現在危機事象への対応については平成 15 年の副知事通知をもとに対応しているが、近年発生している新型インフルエンザや口蹄疫、硫化水素等の事案から、初動期における組織的対応や各部局の役割分担を明確化し、危機管理が組織的に迅速かつ効果的に実施するため、平成 15 年の副知事通知を再構築した危機管理指針（案）を作成した。今後、全庁的に調整を行い、12 月を目途にとりまとめを行う。
- ・危機管理の基本的な考え方として、県民の生命、身体及び財産を守るために組織として適切な対応をスピードを持って行うため、速やかな初動対応と発生段階に応じた組織的な対応が必要なことから、これらを指針で整理し、「適切で速やかな対応」ができる「危機に強い県庁組織」づくりを行う。
- ・指針の構成とポイントとしては、「総則」「事前対応」「応急対応」「事後対策」という 4 項目で構成し、「応急対策」での動きをもとに、事前・事後にどのような取り組みを行うかを各項で整理する。
- ・今後の危機管理対応については、危機管理に関する PDCA サイクルを設定し、平成 23 年度から平成 25 年度までは、特に新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ、口蹄疫、硫化水素の 4 つの事案に関して危機管理部が中心となって PDCA サイクルを回していく。
- ・なお、3 カ年という時間をかけるのは、それぞれに大きな実働の訓練を予定しているため、来年は鳥インフルエンザ実働訓練として、実際に穴を掘って埋める作業を行う訓練を計画している。
- ・また、訓練の実施や機材等の備蓄など必要な予算はそれぞれ所管部局が計上するものとし、これに伴う経費を配慮するように、財政課にも相談している。

2 520運動（仮称）について【交通運輸政策担当理事所管】

交通運輸政策担当理事から 520 運動（仮称）について説明を行った。

【概要説明】

- ・県職員が率先して月に 2 回、できる限り自家用車やモーターバイクでの通勤を控え、公共交通で通勤を行う「高知県職員 520 運動」を 11 月 5 日から開始する。
- ・「520」は、「交通」と「CO₂」に掛けて、実施日を覚えやすい 5 日と 20 日に設定した。
- ・本庁、北庁、西庁に勤務する職員のうち、自家用車やモーターバイクで通勤している約 700 人を対象にし、それぞれの交通事情等も踏まえて強制にならないような配慮もしながら取り組んでいきたいので、

できる限りご協力いただきたい。

- ・公共交通経営対策検討委員会や県議会等でも評価をいただいた。経済界や市町村等にも拡げていきたいと考えているので、引き続きPRに努める。

- ・今後、国土交通省などが認証を行っているエコ通勤優良事業所の認証取得を考えている。この制度は1年ほど前に始まったもので、高知県下ではまだ取得したところはなく、この520運動によって県内第1号の認証事業所を目指している。

- ・今後取り組む中でいろいろな問題が発生するかもしれないが、発生した問題は県民が公共交通機関を利用するときの問題であるにとらえ、PDCAサイクルを回しながらより良いものにしていく。

3 TPP（環太平洋戦略的経済パートナーシップ協定）について【農業振興部】

農業振興部からTPPに関する現状について報告を行った。

【概要説明】

- ・TPPとは、APEC（アジア太平洋経済協力会議）の参加国による貿易自由化の実現を目指す経済的枠組みである。2006年にシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4カ国で締結をしたFTA（自由貿易協定）に端を発し、現在、アメリカとオーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアを加えた9カ国の間で交渉が行われている。原則として全ての品目において関税を100%撤廃するものであり、新規参加の場合は、現在交渉に参加している9カ国の同意が必要となる。なお、アメリカは、来年11月のAPEC首脳会議までの交渉妥結を目指している。

- ・日本政府は11月中旬のAPEC首脳会議までにEPA（経済連携協定）の基本方針を閣議決定し、APECでTPPへの参加を表明したい意向。

- ・農林水産省の試算によると、無条件で参加した場合、農産物の生産額が4.1兆円程度減少するほか、食糧自給率が40%から14%まで減少し、農業が有する多面的機能の損出額が3.7兆円程度、また、GDPが年間7.9兆円程度下がるといった報告がある。その一方で、内閣府の試算ではGDPが最大0.65%、3.2兆円の押し上げ効果があるとされ、経済産業省の試算ではTPPに参加しないことでGDPが10.5兆円減少し、81.2万人の雇用減少が見込まれている。

- ・県の対応としては、農林水産業は地方の基幹産業であり、交渉において守るべきものはしっかり守ってもらいたいとの姿勢を堅持していくことを政府へ要請するとともに、今後は政府の動向を注視し、必要に応じて同様の事情のある地方自治体とも連携しながら、国内農林水産業に悪影響が及ばないように政策提言を行っていく。

- ・他県の状況については、九州では鹿児島県と長崎県が共同で緊急要請の提案をしており、九州知事会として共同提案するか現在調整を進めている。また、全国農業協同組合中央会は会長が改めて反対を表明しているが、経済三団体については参加を推進する立場から緊急集会を開くこととなっている。

(知事)

- ・四国知事会を通じるなどして、国に対して慎重対応を強力に訴えるアピールを行う必要がある。

4 平成22年度経済対策関係補正予算について【総務部】

総務部から経済対策関係の補正予算編成方針について説明を行った。

【概要説明】

- ・国の経済対策関係の補正予算では、今年度中に地方交付税3,000億円追加配分され、また、地域活性化交付金のうち、「地域活性化・きめ細かな交付金」が2,500億円、「地域活性化・住民生活に光を注ぐ

交付金」(これまであまり予算が投じられてこなかった地方消費者行政、DV予防対策・自立支援、知の地域づくり等の分野に対する取り組みを支援する交付金)が1,000億円交付される予定となっており、全体で6,500億円が地方に交付されることになるため、これを活用し、12月補正予算を編成する。

- ・12月補正予算の編成方針は、経済対策としてふさわしい事業であること、弱者対策等の実施や県民ニーズにきめ細かく対応するような事業、また、後年度の予定事業の中で前倒しをすることで事業効果が早期に発現できるような事業であるかどうかという視点を重視する。

- ・なお、国の経済対策関係の予算を活用するなどして、財源の有効活用に努めてほしい。また、引き続き、各部局においても積極的な情報収集を行い、補正予算に反映してほしい。

- ・現在、国会では補正予算の成立が不透明な状況になっているが、県としては11月5日を見積書の提出期限とし、その後、課長査定、知事レク、知事査定を経て、今月半ばまでにとりまとめ、準備を行いたい。

5 各部局等の動向について【各部局等】

総務部が取りまとめた各部局の今週の動きに関する資料を配布の上、概要説明を行った。